

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間
(令和2年(2020年)4月 1日作成)

法令名	農地中間管理事業の推進に関する法律
根拠条項	第4条
許認可等の種類	農地中間管理機構の指定
法令の定め	農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号) (農地中間管理機構の指定) 第4条 都道府県知事は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るための事業を行うことを目的とする一般社団法人又は一般財団法人(一般社団法人にあっては地方公共団体が総社員の議決権の過半数を有しているもの、一般財団法人にあっては地方公共団体が基本財産の額の過半数を拠出しているものに限る。)であって、農地中間管理事業に関し、次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、都道府県に一を限って、農地中間管理機構として指定することができる。
審査基準	将来的に申請の見込みがないことから、審査基準を設定しない。
標準処理期間	将来的に申請の見込みがないことから、標準処理期間を設定しない。
処分担当課	農政部農業経営局農業経営課利用集積係 (電話番号:011-231-4111(内線27-373))
申請先等	同上 (電話番号:)
問い合わせ先	農政部農業経営局農業経営課利用集積係 (電話番号:011-231-4111(内線27-373))
備考	(公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/kei/gyouseitetsudukijourei.html)

(別表 1 付表)

標準処理期間未設定の理由

(令和 2 年 (2020 年) 4 月 1 日作成)

法 令 名	農地中間管理事業の推進に関する法律
根 拠 条 項	第 4 条
許認可等の概要	農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るための事業を行うことを目的とする一般社団法人又は一般財団法人からの申請に対する農地中間管理機構としての指定
審査基準の設定状況	<input type="checkbox"/> (1) 設 定 <input type="checkbox"/> (2) 未設定 (未設定イ) <input checked="" type="checkbox"/> (3) 未設定 (未設定ロ・ハ)
標準処理期間未設定の理由	法に規定するとおり、「都道府県に一を限って」農地中間管理機構として指定できるものであり、今後、当該規定の見直しがない限り新たな指定の見込みがなく、審査基準を設定できていないため、審査事務に要する時間が想定できず、標準的な期間の設定が困難なため。
担 当 部 課	農政部農業経営局農業経営課
担 当	利用集積係 (内線 : 27 - 373)